平成２５年（フ）第９２４号
東京都調布市富士見町３丁目15番地17　光ハイツ102
破産者　湯沢　正悟
1　決定年月日　平成26年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３７８号
新潟市南区上下諏訪木26番地３、前住所新潟市中央区南万代町５番11号　パーク万代２－Ａ
破産者　朝倉　利美
1　決定年月日　平成26年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１３１号
岐阜県大垣市室村町３丁目119番地１　第１メゾンドラポールＢ号室
破産者　浦瀬クミ子
1　決定年月日　平成26年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２５年（フ）第７７号
静岡県浜松市西区舘山寺町2376番地の１、破産手続開始決定時の住所静岡県浜松市中区和合町315番地の222
破産者　内山　清一
1　決定年月日　平成26年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第７８号
静岡県浜松市西区舘山寺町2376番地の１、破産手続開始決定時の住所静岡県浜松市中区和合町315番地の222
破産者　内山のり子
1　決定年月日　平成26年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第５２１号
静岡県浜松市西区篠原町20133番地　アンシャンテ102号室、破産手続開始決定時の住所静岡県浜松市南区渡瀬町809番地の16
破産者　峰野　美咲
1　決定年月日　平成26年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第３３８号
京都市右京区西院月双町７番地　パティオ篠411
破産者　中田　弘
1　決定年月日　平成26年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１２０６号
京都市左京区岡崎入江町30番地
破産者　田中理髪店こと　田中　絢子
1　決定年月日　平成26年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第４５６５号
大阪市平野区平野本町４丁目８番13号　ドムール本町105
破産者　藤本　伸行
1　決定年月日　平成26年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１４５号
岡山県浅口市鴨方町深田2506番地
破産者　山崎　真悟（旧姓秀平）
1　決定年月日　平成26年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第１８０号
広島県広島市佐伯区利松３―26―６レオパレスグラシューズＫ201、住民票上の住所岡山県倉敷市真備町箭田4164番地16
破産者　山部　敏治
1　決定年月日　平成26年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第７１０号
熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼3046番地１プレジール菊陽105号、前住所熊本県合志市幾久富1866番地1513　アルコバレーノⅡ103号
破産者　渡邊　高
1　決定年月日　平成26年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第８８号
熊本県八代市宮地町628番地１
破産者　髙原　光春
1　決定年月日　平成26年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

平成２５年（フ）第１９３号
鹿児島県鹿児島市田上台４丁目12番27号
破産者　岩永　健二
1　決定年月日　平成26年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第１２３号
千葉県富津市富津2401番地275
破産者　森　正和
1　決定年月日　平成26年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２５年（フ）第１２４号
千葉県富津市富津2401番地275
破産者　森　小百合
1　決定年月日　平成26年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２４年（フ）第５８号
北九州市小倉北区下富野２丁目６番10号　レオパレス富野205、前住所北九州市門司区大字恒見13番地１
破産者　大柿製麺所こと　大柿　敏之
1　決定年月日　平成26年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所龍野支部

平成２５年（フ）第１０３号
茨城県土浦市中村南３丁目12番21―406号　朝日プラザ土浦南
破産者　臼井　智
1　決定年月日　平成26年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係